

日向市東郷地域新交通体系導入基本方針策定業務委託 公募型プロポーザル実施要領

1 趣旨

この実施要領は、日向市東郷地域新交通体系導入基本方針策定業務委託（以下「本業務」という。）を委託するにあたり、公募型プロポーザルにより優先交渉権者を選定するため、日向市東郷地域新交通体系導入基本方針策定業務委託プロポーザル（以下「本プロポーザル」という。）の実施について、必要事項を定めるものとする。

2 目的

本業務は、日向市東郷地域にとって持続可能かつ有効な公共交通網の構築に向けて、地域の実情に応じた新たな公共交通体系を検討するため、データ収集、分析及び関係者調整業務を行い、新交通体系導入基本方針を策定することを目的とする。

3 業務概要

（1）業務名

日向市東郷地域新交通体系導入基本方針策定業務委託

（2）委託内容

別添、日向市東郷地域新交通体系導入基本方針策定業務委託仕様書のとおり

（3）履行期間

契約締結の日から令和 8 年 3 月 31 日（火）まで

（4）契約限度額

5,000,000 円以下（取引に係る消費税及び地方消費税相当額を含む。）

4 委託予定者選考方法

日向市プロポーザル方式実施要綱第 2 条（4）公募型プロポーザル方式により選考する。

5 提案者の参加資格要件

本プロポーザルに参加する者は、次に掲げる全ての要件を満たさなければならない。

なお、必要に応じて本市から確認資料の提出を求めることがある。

- （1）地方自治法施行令（昭和 22 年政令第 16 号）第 167 条の 4 の規定に該当しない者であること。
- （2）手形交換所における取引停止処分、主要取引先から取引停止等の事実があり、経営状況が著しく不健全であると認められる者でないこと。
- （3）会社更生法（平成 14 年法律第 154 号）第 17 条の規定に基づく更生手続開始の申立て又は民事再生法（平成 11 年法律第 225 号）第 21 条の規定に基づく再生手続開始の申立ての事実がある者にあつては、当該手続開始決定後、本市の競争入札参加資格の再認定を受けている者であること。

- (4) 民事執行法(昭和 54 年法律第 4 号)に基づく仮差押等金銭債権に対する強制執行若しくは国税・地方税その他の公課について滞納処分による強制執行の措置を受け、支払いが不可能になった者でないこと、又は第三者の債権保全請求が常態となったと認められる者でないこと。
- (5) 本業務の公告日から契約締結日までのいずれの日においても、市が発注する建設工事等の契約に係る競争入札参加者の資格、指名基準等に関する要綱(昭和 57 年日向市告示第 34 号)第 10 条及び市が発注する物品等の契約に係る競争入札参加者の資格、指名基準等に関する要綱(平成 29 年日向市告示第 61 号)第 9 条の規定に基づく指名停止を受けていない者であること。
- (6) 本業務の公告日から契約締結日までのいずれの日においても、県が発注する建設工事等の契約に係る入札参加者の資格等に関する要綱(平成 20 年宮崎県告示第 369 号)第 10 条及び物品の買入れ等の契約に係る競争入札の参加資格、指名基準等に関する要綱(昭和 46 年宮崎県告示第 93 号)第 8 条の規定に基づく入札参加の資格停止を受けていない者であること。
- (7) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律(平成 3 年法律第 77 号)第 2 条第 2 号に規定する暴力団及び警察当局から排除要請がある者でないこと。
- (8) 令和 7 年度日向市建設業者等有資格者名簿(業務委託)または令和 7 年度日向市物品等納入資格者名簿に登録されていること。ただし、名簿に登録のない者については、下記 9 (6) に定める手続を行うこと。
- (9) 令和 2 年度から 6 年度までの 5 年間に元請として、地方自治体又はそれに準ずる公益法人、団体、民間企業等との間で締結した、本業務と同等の契約実績があること。

6 審査基準

別紙「日向市東郷地域新交通体系導入基本方針策定業務委託プロポーザル審査基準表」により評価するものとする。

7 プロポーザル実施スケジュール

期間または期日	内 容
5 月 16 日 (金)	公告
5 月 16 日 (金) ～5 月 28 日 (水)	参加表明書、競争入札参加資格審査申請書の提出期間
5 月 16 日 (金) ～5 月 22 日 (木)	質問受付期間
5 月 26 日 (月)	質問回答期日
6 月 3 日 (火)	参加資格通知、提案書等の提出要請
6 月 20 日 (金)	提案書等提出期限
6 月 25 日 (水)	プレゼンテーション及びヒアリング
6 月 27 日 (金)	提案書等特定、結果通知
7 月上旬	業務内容の最終打合せ、契約

※日付は予定のため、変更の場合あり。プロポーザルの事前説明会は行わない。

8 質疑の受付・回答

- (1) 受付期間 令和7年5月16日（金）～22日（木）
午前8時30分から午後5時まで（土日祝日は除く）
- (2) 提出方法 F A X又は電子メールで建設部都市政策課宛に送付する。
※到着確認を必ず行うこと。
- (3) 提出様式 様式6「質問書」による。
- (4) 回答期限 令和7年5月26日（月）までに、F A X又は電子メールで回答する。
- (5) その他
 - ① 表題は、「日向市東郷地域新交通体系導入基本方針策定業務委託に関する質問」と明記すること。
 - ② 質問の内容を確認するために、本市から問い合わせる場合がある。
 - ③ 質問に対する回答は、実施要領等の追加又は修正とみなす。
 - ④ 参加希望者に周知すべき質問及び回答については、日向市ホームページに掲載する。
また、質問者へF A X又は電子メールにて連絡する。

9 参加表明手続

- (1) 提出期限 令和7年5月28日（水） ※午後5時必着
- (2) 提出場所 日向市建設部都市政策課
- (3) 提出方法 【原本】持参又は郵便（書留郵便に限る）
持参の場合は、午前9時から午後5時まで（土日祝日は除く）
【データ】電子メールにて提出 toshi@hyugacity.jp
- (4) 提出書類 以下のとおり ※資料は日向市ホームページからダウンロードすること。日向市ホームページ：<https://www.hyugacity.jp/display.php?clist=0150>

提出書類	様式等		提出部数等
参加表明書類	様式1	参加表明書	原本1部（クリップ留め） データ一式
	様式2	会社概要	
	様式3	業務実績	
	様式4	業務実施体制	
	様式5	予定技術者調書	

- (5) 参加表明書類の記載に関する留意事項
 - ① 様式規格は、A4規格・縦のみとし、A3規格の折り込みは不可とする。
 - ② 参加表明書類による用語は、日本語に限る。
 - ③ 各種様式の記載は、次のとおりとする。
 - ア) 様式1：参加表明書
・参加希望者の必要事項を記載し、押印すること。
 - イ) 様式2：会社概要

- ・会社名、所在地等を記載すること。
- ・会社概要や実施業務分野等が記載されたパンフレット等の資料があれば提出すること。

ウ) 様式3：業務実績

- ・参加希望者が令和2年度から6年度までの5年間に地方自治体又はそれに準ずる公益法人、団体、民間企業等との間で締結した、本業務と同等の契約実績を3件まで記載できる。
- ・業務実績は、元請として受注したものを対象とすること。
- ・記載した業務実績について、実績を証明できるものを提出すること。

エ) 様式4：業務実施体制

- ・規格はA4用紙1枚以内とし、様式は任意とする。
- ・本業務遂行にあたり必要と思われる技術者の業務別配置計画等を記載すること。

オ) 様式5：予定技術者調書

- ・配置予定の管理技術者及び担当技術者について「同種又は類似業務実績」等について記載すること。

(6) その他

令和7年度日向市建設業者等有資格者名簿（業務委託）への追加登録を同時申請する者は、業務委託指名願（日向市ホームページ：<https://www.hyugacity.jp/display.php?clist=0150>）の様式を使用し、上記(4)に掲げる提出書類とあわせて日向市競争入札参加資格審査申請書一式を提出すること。

なお、追加登録の認定は、日向市建設業者等審査委員会の審査を経て決定するものとし、審査結果は令和7年6月3日（火）までに電子メールにて通知する。

但し、当該申請を行い、名簿に登録された者が本業務の提案等を辞退した場合は、該当申請及び名簿登録を無効とする。

10 参加資格審査・通知

「日向市東郷地域新交通体系導入基本方針策定業務委託プロポーザル審査会（以下「審査会」という。）」において、提出された参加表明書等により参加資格を審査する。

提案書等を依頼するのは書類選考のうえ上位4社以内とし、参加資格を満たす者は、令和7年6月3日（火）までに「プロポーザル参加資格確認結果通知書」により参加資格審査結果を通知し、提案書等の提出を求めるものとする。

なお、選考されなかった者からの非選考理由及びこれに関する一切の事項についての質問、説明請求、意見等は受け付けないものとする。

(1) 参加資格の喪失について

資格審査通知後に、参加資格を満たした者が次のいずれかに該当する場合は、本プロポーザルに参加することができない。

- ① 前記5の資格要件を満たさなくなったとき。
- ② 参加表明書等に虚偽の記載をしたとき。

(2) 令和7年度日向市建設業者等有資格者名簿（業務委託）への追加登録を同時申請する者について

前記5（9）の資格要件を留保した上で、参加資格の審査を行い、結果を通知するが、後日、前記5（9）の資格要件を満たさないことが確定した場合は、遡って参加資格を喪失する。

11 提案書提出

参加資格審査を経て提案書等提出依頼を受けた者は、以下の手続きで提案書等を提出すること。

(1) 提出期限 令和7年6月20日(金) ※午後5時必着

(2) 提出場所 日向市建設部都市政策課

(3) 提出方法 【原本】持参又は郵便(書留郵便に限る)

持参の場合は、午前9時から午後5時まで(土日祝日は除く)

【データ】電子メールにて提出 toshi@hyugacity.jp

(4) 提出書類 以下のとおり ※資料は日向市ホームページからダウンロードすること。

日向市ホームページ：<https://www.hyugacity.jp/display.php?clist=0150>

提出書類	様式等		提出部数等
提案書等	様式7	企画提案書	原本1部(クリップ留め) データ一式
	様式 任意	① 技術提案書	
		② 業務工程	
		③ 見積書	

(5) 技術提案書の作成に関する留意事項

① 様式規格は、A4規格・横のみを基本とし、20ページ以内とする。

なお、仕様書に記載されている事項及び仕様書等に記載のない自由提案についての提案書を作成すること。

② 図、絵、写真等の使用は、可とする。

③ 用いる言語は、日本語とする。

(6) 業務工程の記載に関する留意事項

① 提案書で示す内容を踏まえたスケジュールと本市との役割分担について、業務内容ごとに可能な限り詳しく記載すること。

② 所定の様式のA3規格横(折り込み)とし、1ページでまとめること。文字サイズは特に問わない。

(7) 見積書

① 見積書の金額については、全ての業務の見積金額及び内訳金額(税抜き)を記載すること。

② 提出の様式は特に問わず、枚数も自由とする。

(8) 留意事項

① 提案書等提出後の資料追加・訂正は認めない。

- ② 提案書等の作成及び提出に要する費用は、提案者の負担とする。
- ③ 提案書等の著作権は提案者に属するが、必要な範囲で複写することがある。
- ④ 提出された提案書等は返却しないものとする。

12 プレゼンテーション及びヒアリング（以下「プレゼン等」という。）の実施

- （１）プレゼン等は、令和７年６月２５日（水）に Web 会議サービスの ZOOM を使用して行うことを予定しているが、詳細については決定次第通知する。
- （２）プレゼン等の出席者は、本プロポーザルを担当する主任技術者を含み、１社当たり３名以内とする。
- （３）提案書等の説明は１社につき２０分以内とし、審査委員からの質疑を２０分程度とする。
- （４）説明は提案書等に記載した内容に限る。
- （５）プレゼン等は非公開とし、出席する者は参加者を特定できる表示をしてはならない。
- （６）プレゼン等の順番は、提案書等の提出順とする。

13 企画提案審査・通知

- （１）審査会において、提出された提案書等並びにプレゼン等の説明、質疑応答の内容を総合的に判断し、優先交渉権者１者、次点交渉権者１者を特定する。
- （２）企画提案における評価項目及び評価割合は、以下のとおりとする。

・会社実績、実施体制	20%
・見積額	5%
・事業コンセプトへの理解度	5%
・提案内容	65%
・全体スケジュール	5%
- （３）提案書等の特定に係る審査対象が１社のみの場合であっても、ヒアリングを実施する。
- （４）審査評価の合計点が満点の６割に満たない場合は、最優秀者もしくは次順位者の特定を行わない。
- （５）最高点の者が２者になった場合は、見積書に記載の金額の低い方を優先交渉権者とし、見積書に記載の金額も同額の場合は、審査会の合議により順位を特定する。
- （６）提案書の特定結果については、「結果通知書」により通知するほか、日向市ホームページにおいて、優先交渉権者及び次点交渉権者を公表する。
- （７）審査結果に関して疑義がある場合は、通知を受けた日の翌日から起算して７日以内に、書面により市長に対しその理由の説明を求めることができる。

14 無効となる参加表明書又は提案書等

参加表明書又は提案書等が、以下に該当する場合は無効となることがある。

- （１）提出方法、提出先、提出期限に適合しないもの
- （２）指定する作成様式及び記載上の留意事項に示された条件に適合しないもの
- （３）記載すべき事項の全部又は一部が記載されていないもの
- （４）記載すべき事項以外の内容が記載されているもの
- （５）虚偽の内容が記載されているもの

15 失格となる提案者

提案者が、以下に該当する場合は失格となることがある。

- (1) 本要領に定める手続き以外の手法により、審査委員又は関係者に本プロポーザルに対する援助を直接又は間接に求めた場合
- (2) ヒアリング時に主任技術者が欠席した場合
- (3) ヒアリング時に追加資料等を提出した場合
- (4) その他審査会が不適格と認めた場合

16 プロポーザルの中止

自然災害等のやむを得ない理由により、本プロポーザルを実施できないと認められるときは、中止する場合があります。この場合、本プロポーザルの準備に要した費用を本市に請求することはありません。

17 その他

- (1) 本要領に定めのない事項については、日向市プロポーザル方式実施要綱（平成 21 年日向市告示第 128 号）の定めるところによるものとする。
- (2) 本プロポーザル及び本業務を通じ、著作権法令等の法令を遵守すること。
- (3) 個人情報については、法令に基づき適正に取り扱うこと。

18 事務局（問い合わせ先）

〒883－8555 宮崎県日向市本町 10 番 5 号

日向市建設部都市政策課（担当：葉上、川越）

TEL：0982-52-2111（内線 2305） FAX：0982-54-2639

メール：toshi@hyugacity.jp

日向市東郷地域新交通体系導入基本方針策定業務委託公募型プロポーザル審査基準表

審査委員評価項目	審査の視点	配点	係数(a)	配点(係数込)
①会社実績・実施体制	過去5年間に於いて同種の業務実績があること。配点は、3件の場合は5点、2件の場合は3点、1件の場合は1点とする。	5	1	5
	ライドシェアなど新しい交通体系導入の実証運行支援など、具体的な業務実績を有しているか。	5	2	10
	業務を遂行するための担当者の数、配置、人選、経験年数は適切か。	5	1	5
②見積額の評価	見積額が最も低かった事業者に満点を付する。その他の事業者については、見積額が最も低かった事業者の見積額(A)を当該事業者の見積額(B)で除した数値(A÷B)に配点(5点)を乗じて得た得点とする。(小数点以下四捨五入)	5	1	5
③事業コンセプトへの理解度	業務の目的を理解した提案となっているか。	5	1	5
④提案内容	本業務を主体的にリードし、進捗を管理し、基本方針策定までに各種支援を的確に実施することができるか。	5	3	15
	東郷地域の地域特性や交通の現状、課題について十分に把握できているか。	5	2	10
	アンケート調査の実施にあたっての方法、体制は適切かつ効果的なものか。	5	1	5
	東郷地域の現状を踏まえた上で、新たな交通体系の導入について専門的な知見から創意工夫のある現実的に実行可能な提案ができているか。	5	5	25
	仕様書にない取組等について、独自の提案がなされているか。また、本市にとって有益な提案がなされているか。	5	2	10
⑤全体スケジュール	事業実施にあたり、遂行できるスケジュールとなっているか。	5	1	5

※評価項目ごとに5点満点とし、それぞれの係数を乗じた点数を各項目の得点とする。
 ※評価基準は右のとおりとし、原則として絶対評価により評価する。
 ※各評価項目の算定式により算定された点数は、小数第3位を四捨五入し、少数第2位とする。

得点	評価基準
5点	非常に優れている
4点	優れている
3点	標準的である
2点	劣る
1点	非常に劣る